

健保ニュース

12月2日以降の健康保険証の取り扱いについて

現在お持ちの健康保険証は12月2日以降完全廃止となり、医療機関等でのご利用はできません。
健康保険証に代わり、「マイナ保険証」を医療機関に提示することで保険診療を受けることができます。

(やむを得ない事情によりマイナ保険証が利用できない方は、「資格確認書」で受診が可能です。)

健康保険証の返却につきましては、下記の通りとなりますので、ご注意くださいようお願いいたします。

1. 資格喪失等による健康保険証の返却について

期間	資格喪失した場合の健康保険証返却の必要
令和7年12月1日まで	返却必要
令和7年12月2日以降	返却不要

2. 資格確認書の返却について

下記の場合は返却が必要です。

- ① 資格確認書の有効期限内に資格喪失された場合。
- ② 資格確認書の有効期限満了時の交換の際、既にお持ちの資格確認書は返却が必要です。
- ③ マイナ保険証を作成された場合。

※『資格情報のお知らせ』の返却は不要です。

3. 高齢受給者証の返却について

資格喪失された場合は、従来通り返却が必要です。

4. 健康保険証の完全廃止後の取り扱いについて

12月2日以降、健康保険証は無効となるため、当健康保険組合での回収は行いません。

ただし、記号・番号の確認が必要になる場合があるため、現行の健康保険証は、各自で適切に保管されることをお勧めいたします。

5. マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限について（重要）

マイナンバーカード本体、ならびにマイナンバーカードの電子証明の有効期限にご注意ください。

電子証明の有効期限切れから3か月（※）経過後はマイナ保険証の利用ができません。期限切れの場合は、速やかに更新・再発行の手続きを行ってください。 ※有効期限満了日が属する月の末日から3か月間

～電子証明の有効期限についてはこちら～

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001459040.pdf>

阪急阪神健康保険組合

健保ホームページ <https://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>

